

# 経済価値ベースのソルベンシー規制 における検証態勢の構築に向けて

## 検証の枠組みとガバナンスへの影響

EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー 齋藤 剛

### 1. はじめに

2023年6月に金融庁より公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」(以下、最終化に向けた検討状況)では、25年度から導入予定の経済価値ベースのソルベンシー規制に関する各論点の方向性や検討の状況などが示されている。本連載の第1回では「ESRに関する検証の枠組み」に関する論点を概観し、第2回では「内部の検証態勢」について取り上げたが、本稿では「ESRに関する検証態勢」のうち一つの柱となる「外部専門家による検証」について取り上げていく。

状況」では、外部専門家による検証(以下、外部検証)の枠組みについて、経済価値ベースのバランシート(以下、経済価値BS)を対象とした合理的保証業務を前提に検討を進めるといった考え方や実行可能性などについて、最終化に向けては、数値のみならず、この作成に係る内部統制やガバナンス態勢の理解と評価も含まれることが考えられる。第3に金融庁へのESRの報告期限が7月末となることから、保険会社は従来の決算作業や期末会計監査の日程および保険会社の計算・内部検証期間などを考慮しながら外部検証者との調整も踏まえて、スケジュールの検討が必要になると想定される。

### 2. 外部専門家による検証の概要

「最終化に向けた検討される影響、留意点について」

【齋藤剛(さいとう)氏のプロフィール】EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー。監査法人入所後、国内大手保険会社を中心に財務諸表監査業務に従事。その後、金融庁監督局保険課での勤務を経て、現在は主に保険会社に対する幅広い分野でのアドバイザリー業務に従事。



【齋藤剛(さいとう)氏のプロフィール】EY新日本有限責任監査法人金融事業部マネージャー。監査法人入所後、国内大手保険会社を中心に財務諸表監査業務に従事。その後、金融庁監督局保険課での勤務を経て、現在は主に保険会社に対する幅広い分野でのアドバイザリー業務に従事。

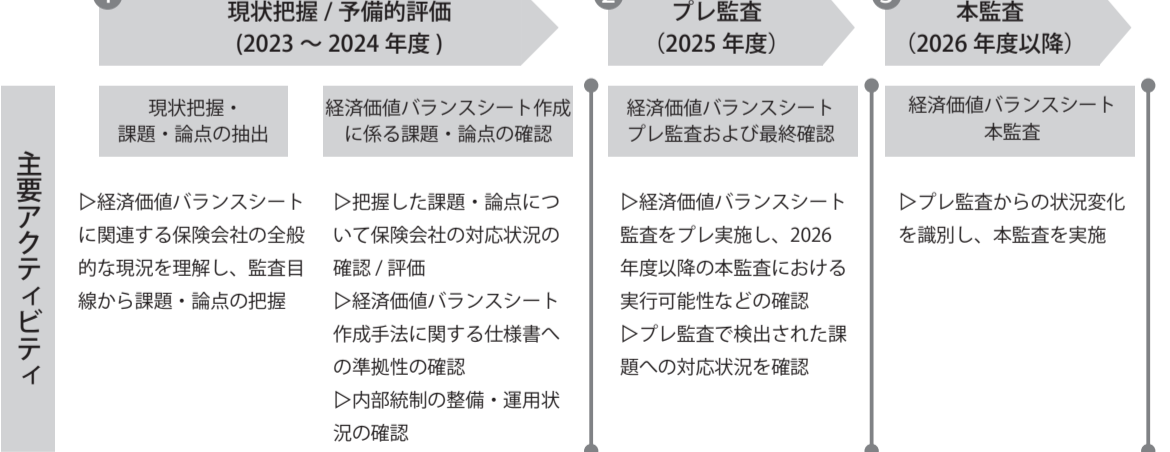
### 3. 外部検証者のアプローチ

「最終化に向けた検討状況」で示された検討諸前提の中で、保証業務実施者は会計監査人が担うことが経済合理的となるような制度を想定する旨の前提があるため、本稿でもこれを前提とする。以下では、外部検証者としての会計監査人の目線での外部検証に向けた一

図表1

項目	外部専門家による検証の枠組みに関する検討諸前提	想定される影響、留意点など
保証水準	⑦保証水準は合理的保証とする	▷会計監査と同様のアプローチ、監査手続、ガバナンスとのコミュニケーションなどが想定される
検証の対象	③外部検証を必須とする保険会社は、株式会社および相互会社とする ④支店形態の保険会社は対象外とする ⑤業務報告書の「保険金などの支払能力の充実の状況に関する書面」に含まれる「経済価値バランシート」(新設)とする ⑥経済価値バランシートは、純資産だけでなく資産や負債の構成要素の名称を付した項目を含む。 ⑦経済価値バランシートの注記を検証対象とするか今後検討する ⑧連結および単体、いずれも検証対象とする	▷連結・単体それぞれについて、経済価値バランシート作成に係る内部統制やガバナンス態勢の理解と評価(保険数理機能、ESR検証機能との連携などを)を行うことが想定される ▷連結に関する諸論点(連結の範囲、連結手続など)について検討が想定される ▷監査対象(注記など)について確認が必要
外部検証の実施主体	⑨法令上、保証業務実施者を会計監査人に限定しないが、会計監査人が保証業務実施者となるのが最も経済合理的となるような制度を想定(会計監査で入手した監査証拠は保証業務において利用可能) ⑩独立性や倫理規則については、会社法監査に準じた取り扱いとする	▷会計監査の監査証拠を経済価値バランシートの検証でも利用するよう監査の計画・実施を行うことで効率的な監査が可能となる。 ▷会計監査人には通常追加的な制約は発生しない
検証の実施基準	⑪ESRの外部検証を内閣府令などに規定する ⑫外部検証の導入は2025年度末とする ⑬ESRの外部検証の検証基準についても、JICPAによる実務指針の整備を検討の前提とする ⑭現状、仕様書で取り扱いが明確でない点がある場合は、最終的な制度化に当たってはIFRSと同程度の明確化が行われるという前提を置く ⑮保険負債の計算に用いるイールドカーブは金融庁から4月第1週を目安に提供される	▷JICPAにおける実務指針の検討状況も踏まえながら、外部検証も含めた事前準備、ドライラン実施の検討を進めることが考えられる ▷仕様書について引き続き検討が必要
報告の期限	⑯金融庁にESRの報告を行う期限は7月末とする。当該報告にESRの保証報告書を添付する。報告期限について連結と単体に差異はない	▷決算作業や決算監査などの日程も考慮しながら検証スケジュールの検討が必要

図表2



本監査を円滑に実施するために、保険会社とコミュニケーションを取りながら検証を進めていく

### 4. まとめ

本稿では「外部専門家による検証」について、現在検討されている概要や現段階で想定される会計監査人のアプローチについて解説した。外部検証は限られた期間内で完了する必要があるため、保険会社および会計監査人ともに事前の準備が重要であると思料する。現段階においては本規制の最終基準案およびJICPAの実務指針など公表前ではあるが、効果的かつ効率的な外部検証の実現に向けて、早い段階からコミュニケーションが肝要であると考えられる。

タイトなスケジュールで実施される想定であるため、それぞれの実行可能性を確認する意味では、本番同様のスケジュールで実施することが好ましいと考えられる。なお、プレ監査実施後に検出された課題への対応については本監査前に解決していることが必要だろう。

③本監査  
会計監査人は、事前にプレ監査からの状況変化やトピックを識別し本監査を実施する。本監査では、内部統制の整備状況や評価や計算モデルの検証など経済価値BSの基準日以前に検証可能な手続については実施し、効果的かつ効果的な本監査を目指す。